平成２７年（フ）第６９５号
大阪府守口市菊水通３丁目４番９号
債務者　川畑　幸宏
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６５４号
大阪市城東区森之宮２丁目６番1409号
債務者　中城　　健
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０８３号
大阪府交野市郡津５丁目43番７号
債務者　出來みきえ（旧姓谷脇）
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１０３号
奈良県北葛城郡王寺町畠田８丁目1772番地の１―202号、前住所奈良県香芝市白鳳台２丁目31番地２
債務者　三木　　幸
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１４６号
大阪市東住吉区杭全７丁目４番２号
債務者　川瀬　國英
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１８８号
大阪市平野区加美北７丁目11番41号　ラフィーネノール加美503
債務者　上村　有佳
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２５４号
大阪府吹田市江坂町３丁目４番48―404号
債務者　近藤　友子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２６１号
大阪市淀川区東三国４丁目５番９号榊マンション203号
債務者　田中　宏治
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２６２号
大阪市淀川区東三国４丁目５番９号榊マンション203号
債務者　田中　エリ
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３７１号
大阪市阿倍野区王子町３丁目11番11号　井倉方
債務者　田村　實雄
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４２２号
大阪市此花区酉島２丁目４番地16号ＵＳＪ・コート407号室、住民票上の住所大阪市此花区春日出中１丁目７番22号
債務者　岸　　祐子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６３５号
大阪府守口市桜町８番８―505号
債務者　東口　一代
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１４号
長崎県長崎市西琴平町３番６号、旧住所長崎県長崎市新戸町３丁目25番５号
債務者　田中　淳子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２６号
長崎県長崎市浜平１丁目５番20号
債務者　平口　　勲
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４０号
熊本県八代市田中北町４号１番地　101、前住所熊本県八代市井揚町3093番地
債務者　沼田二三代
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月10日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第８０号
北海道釧路郡釧路町睦６丁目４番地　Ｍ１―121号
債務者　磯田　明美
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第７４号
沖縄県沖縄市美里６丁目24番３号　Ｂ27
債務者　高江　美根
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部